

# 意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見募集について

平成 31 年 3 月  
特 許 庁

特許庁では、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会及び同意匠審査基準WGにおける議論を踏まえ、意匠登録出願の際の意匠の開示要件の見直しを行うため、意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）及び意匠登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 35 号）について所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、以下の要領でこの改正案に対する御意見（パブリックコメント）を募集いたします。

## 1. 意見募集対象

意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令案

- ・ 省令案の概要
- ・ 省令案

## 2. 意見募集期限

平成 31 年 3 月 5 日（火）～平成 31 年 4 月 3 日（水）

※郵送の場合は平成 31 年 4 月 3 日（水）必着で郵送してください。

## 3. 意見提出要領

以下のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。いずれの場合も、件名に「意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と御記入願います。

なお、電話での受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

<電子メールの場合>

電子メールアドレス [PA0A00@jpo.go.jp](mailto:PA0A00@jpo.go.jp)

<電子政府の総合窓口（e-Gov）の場合>

e-Gov の意見提出フォームに、入力様式に従い御提出ください。

<郵送の場合>

〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3

特許庁 総務部 総務課 制度審議室 宛て

## 4. 意見記入要領

- ・意見提出の様式は問いません。
- ・氏名(法人の場合は法人名)及び住所等の連絡先(電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス)並びに御意見の概要及び理由を御記入ください。  
(注) 御意見を十分に把握するため、連絡を取らせていただくことがあります。

## 5. 諸注意

- ・御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。
- ・提出された御意見については、氏名、連絡先を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合には、公表の際に当該箇所を伏させていただきます。
- ・御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見募集に関する業務にのみに利用させていただきます。